小値賀町ふるさと留学若者向け短期滞在施設ハウスマスター（地域おこし協力隊）募集要項

令和２年９月１８日

１．小値賀町について

小値賀町は、長崎県五島列島の北端部に位置する外海離島で、小値賀本島を中心に大小１７の島で構成される火山活動によって生じた珍しい群島です。総面積は２５．５３㎢で、島嶼部でありながら地形は平坦であり、複雑な海岸線が織りなす美しい自然環境に恵まれ、島のほとんどが西海国立公園に指定されています。島の周囲及び田畑の周辺には、防風・防潮林、魚つき林等としてクロマツが育成され、住民の生活や産業振興に大きな役割を果たしています。５００ｍの松並木は、「姫の松原」と呼ばれ、昭和５８年に「日本の名松百選」にも指定される観光名所となっています。

小値賀町は、「小さな島の大きな絆」で、小値賀ファンを増やし、雇用を創出することで地域を活性化し、将来にわたり小値賀町が「小さくても輝く島」として、持続可能なまちづくりを進めています。

２．募集背景

一方で、高校卒業時に町を離れ、その後Ｕターンする若者の割合は少なく、町の現在の人口は２，３５５人（令和２年５月末現在）と、若者を中心とした人口減少が課題となっています。

このような状況の中、小値賀町の教育環境は平成２０年から「小中高一貫教育」を開始し、小中高の教職員が教科における専門性を活かし、児童・生徒の学力向上を図っています。また、離島というハンディを解消するために中学生における各種検定試験や高校生の英検の検定料を町が補助をしていますが、出生数の低下により、児童・生徒数は減少傾向にあり、小値賀町唯一の高等学校「北松西高等学校」の存続が危ぶまれています。小値賀町として、北松西高等学校の存続及び、小値賀小学校、小値賀中学校の教育の質の維持、向上するため、令和元年度よりふるさと留学制度を始め、令和３年度より入寮型によるふるさと留学生の受入れを実施することになっております。

小値賀町では、この町でこそ出来る特色ある離島留学をより一層推進しようと考えています。これに伴い、新たな土地で自ら挑戦してみようと心に決めた子どもたちを、寮運営スタッフとして、共に支えてくださる方を下記の通り募集いたします。

３．募集人数

若者向け短期滞在施設　ハウスマスター（寮運営スタッフ）　２名程度

４．募集条件

（１）応募時点で三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県内の全区域）をはじめとする地方都市等（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当市町村）に居住し、着任後に住民票を小値賀町に異動し居住できる方
（２）町民で雇用予定のハウスマスターとともに、地域との協働による特色ある寮づくりや寮を通して全人教育に熱意や意欲を持って、積極的に携わっていただける方
（３）任期満了後も小値賀町に定住する意志がある方
（４）子どもに寄り添い、支え、一緒に考え、子どもの成長を喜ぶことのできる方
（５）新しいものを作っていくという気持ちのある方
（６）島の環境を自らが楽しみ、その価値を子どもに伝えられる方
（７）普通自動車免許を有する方、又は採用までに取得可能な方（AT 限定可）

５．活動内容

（１）ふるさと留学生の食事、入浴、洗濯、清掃など若者向け短期滞在施設生活全般における指導および個別の相談対応
（２）施設の維持管理（日用品の調達、施設設備の見回り、電話・来客対応等）
（３）教育委員会、学校、保護者、運営スタッフなどふるさと留学生に関わる関係機関との連絡調整（スタッフのシフト作成、食事提供の連絡調整、保護者へのお知らせ文書作成等）
（４）若者向け短期滞在施設における行事等の企画運営
（５）体育大会や授業参観等の学校行事への参加
（６）ふるさと留学生の地域活動への参加支援（情報提供、地域とのつなぎ、活動のサポート）
（７）ふるさと留学生の病気、怪我、その他の緊急対応（通院、早退時の送迎、付き添いを含む）
（８）若者向け短期滞在施設の PR、情報発信（SNS、マスコミ取材対応）
（９）その他、上記以外のふるさと留学生の活動への協力

６．主な活動場所

若者向け短期滞在施設

７．任用形態・活動期間

（１）町と協力隊員との間に雇用関係はありません。個人事業主に対する業務委託です。
（２）業務の委託期間（協力隊任期）は令和３年１月１日から最大３年間です。

８．活動時間

令和３年１月～３月：午前８時３０分～午後５時１５分
令和３年４月以降
日　勤：午前７時００分～午後３時４５分
夜　勤：午後３時００分～翌午前８時００分
※業務はシフト制です。
※学校が定める長期休業期間や試験期間など、児童・生徒の通学、活動状況や、協力隊員の採用状況、その他関係スタッフの人員体制によって活動時間は変更します。別途協議、調整します。
※学校が定める長期休業期間は原則休館となりますが、滞在希望がある際には、実親と協議の上、決定します。

９．委託料

月額　２００，０００円（税込）

１０．待遇

（１）個人事業主として委託契約をします。雇用関係はありませんので、町国民健康保険、国民年金にご自身で加入いただく必要があります。
（２）活動期間中の住居は、定住促進住宅等町が所有する住宅のほか、民間賃貸住宅等から町と隊員が協議の上で決定します。
（３）住宅補助として、月額２０，０００円を上限に支給します。
（４）引越しに必要な経費については、上限１５万円まで町が補助をします。申請時に領収書が必要となりますので、大切に保管されてください。
（５）転入時に４０歳未満の方で、地域おこし協力隊卒業後に定住の意思がある方は、「若者定住奨励金」を申請することができます。（隊員卒業後２年経過後）
（６）活動に必要な消耗品、燃料費、出張旅費、事務用品、研修参加費などの経費については、隊員と協議の上予算の範囲内で町が負担します。
（７）県内外で行われる協力隊員向けの研修会や、セミナーに参加することができます。必要な旅費や参加費は予算の範囲内で町が負担します。

１１．休日・休暇

勤務日・休日はスタッフ間での協議の上、決定とします。

１２．その他の地域活動

隊員は、地域活性化に資する人材として、次に掲げる地域活動等へ、可能な範囲で積極的に関わるものとします。

（１）ブログや Twitter、Facebook などによる地域活動の情報発信
（２）自治会活動その他コミュニティ活動への参加
（３）その他、地域活性化のために必要な活動

１３．応募方法

（１）応　　募：履歴書・普通自動車運転免許の写し（表面と裏面）を小値賀町役場総務課へ郵送してください。
（２）受付期間：随時募集
※応募順に随時書類選考、面接審査を行い、採用者が決定次第、募集を終了いたします。

１４．選考方法

（１）書類選考：履歴書の記載内容で書類選考を行いますので、もれなく記載してください。書類選考結果は、応募者全員に文書で通知します。
（２）面接審査：書類選考合格者を対象に面接審査を行います。詳細は書類選考結果を通知する際にお知らせします。なお、面接場所は、小値賀町内となります。ご来島の際の交通費及び宿泊費等は応募者の負担となります。
（３）決定通知：面接審査の結果は、面接審査対象者全員に通知します。

１５．応募先・お問い合わせ先

【募集について】
小値賀町役場総務課企画振興班企画係　担当：神﨑
〒８５７－４７０１　長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷２３７６番地１
電 話：０９５９－５６－３１１１（代表）
ＦＡＸ：０９５９－５６－４１９７
E-mail：soumuka@town.ojika.lg.jp
【ふるさと留学制度について】
小値賀町ふるさと留学協議会事務局（小値賀町教育委員会事務局内）　担当：赤波江
〒８５７－４７０１　長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷２３７１番地１
電 話：０９５９－５６－３８３８
ＦＡＸ：０９５９－５６－４１９７
E-mail：kyouiku@town.ojika.lg.jp